

三島市立長伏小学校いじめ防止等の基本方針

令和7年6月改定

I いじめ防止等の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

1 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 「いじめ問題対策委員会」

① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ問題対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター及び、スクールロイターを含め、委員会を開催するなどして、いじめを認知、または、いじめと思われる事案を把握した場合の組織的対応について、教職員個人で判断せずに、組織を活用して、いじめの解消に向けて取り組む。

(2) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う
- ・その他いじめ防止に関わること

(2) 「心づくり指導部会」

- ① 校務分掌の心づくり指導部担当職員による年7回の指導部会にて情報交換を行い、「いじめ問題対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

(3) 「生徒指導情報交換」

- ① 生徒指導会議及び職員会議の中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

(4) 「長伏小学校地域いじめ問題対策委員会」

- ① いじめ防止に地域で取り組むため、教職員やPTA会長、学校運営協議員等による「長伏小学校地域いじめ問題対策委員会」を設置する。定例の委員会は年度当初と終わりに開催し、必要に応じて招集する。

また、これらのいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
 - ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等
- ② 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動
 - ・地域の特色を生かし、総合の授業や学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
 - ・児童会行事や清掃における異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 保護者・地域との意思疎通を図りながら、児童が主体となるいじめゼロに向けた話し合いを行う。
- ② 人間関係づくり
 - ・人間関係づくりプログラムを実施したり、児童会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。
- ③ 道徳教育の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実を図る。
- ④ 人権・同和教育の着実な推進
 - ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
 - ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に努める

- ① 全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ② 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 年10回の「学校生活に関するアンケート」と年2回の相談週間における教育相談により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任、学年部等だけで抱え込むことなく校長以下の教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けた児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。
- ⑥ いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- ⑦ いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。
- ⑧ いじめが「解消している」状態とは、I. いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、II. いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- ② 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ① 児童及び保護者に対し、SNS教室や情報モラル教育の推進を行い、インターネット使用において、児童が正しい判断ができるよう指導を重ねていく。
- ② 教育委員会や各関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに対し、未然防止と早期発見に努める。
- ③ インターネット上でいじめが発生している場合は、事実関係の確認の上でブログやサイト、書き込み等の削除を依頼し、該当児童から話を聞いた上で、適切な指導を重ねていく。

III 重大事態への対処

いじめにおける基本的姿勢として、重大事態の調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであることから、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要である。

そして、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

1 生活アンケート実施後の対応と課題について検討

重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。なお、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。

2 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

- 学校が主体となる場合は、「いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ問題対策委員会」はその調査に協力する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- 4 いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 調査開始前の事前説明や、調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
 - 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の児童や保護者に説明する。
- 5 調査結果を三島市教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

IV その他

1 いじめ防止等基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ防止への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使ってアンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

2 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めるたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

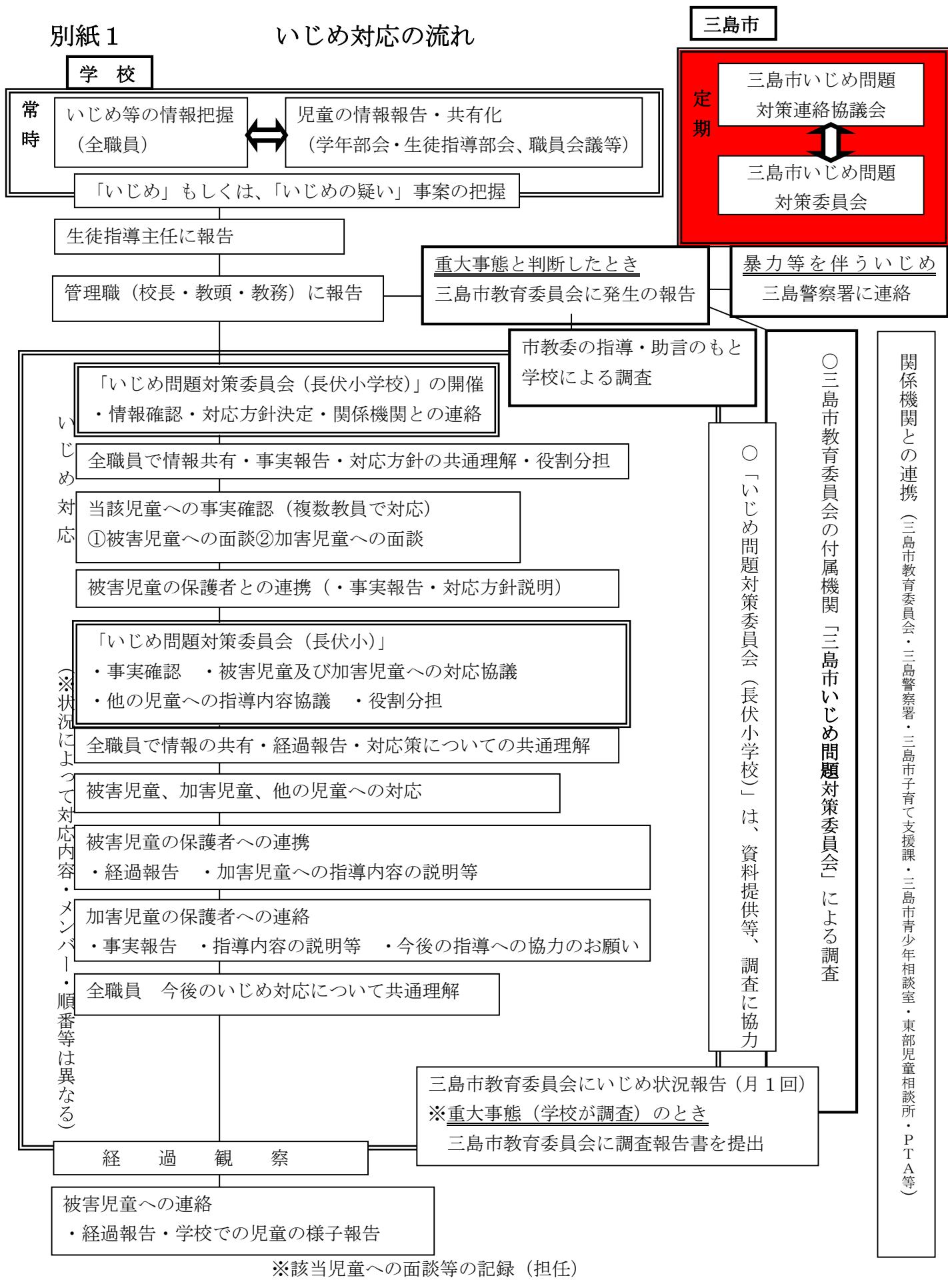
3 いじめ対応の流れ（別紙1）

4 いじめ対策の年間計画（別紙2）

5 関係機関と相談窓口（別紙3）

別紙1

いじめ対応の流れ



※該当児童への面談等の記録（担任）

※事案への対応記録、いじめ問題対策委員会の協議内容等記録（生徒指導主任）

令和7年度 いじめ問題等対策の年間計画 三島市立長伏小学校

月	担当	取組内容
4	いじめ問題対策委員会 生徒指導主任 生徒指導主任全職員 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策等基本方針の検討 ・学校ブログ掲載（学校いじめ基本方針・相談機関紹介） ・関係機関担当者の把握 ・生徒指導研修会① ・生活アンケート実施
5		<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート実施
6	全職員 長伏小学校地域いじめ 問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会② ・生活アンケート実施 ・定例
7	いじめ問題対策委員会 いじめ問題対策委員会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前までの取組の反省と今後 ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」 ・保護者との個別面談 • 相談週間 ・生活アンケート実施
8		
9		<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート実施
10	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策強化月間 ・生活アンケート実施
11		<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート実施
12	いじめ問題対策委員会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業前までの取組の反省と今後 ・保護者との希望面談 ・生活アンケート実施
1	全職員 教務主任 長伏小学校地域いじめ 問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会「冬休み後の情報交換会」 ・学校評価 ・生活アンケート実施 ・定例
2	いじめ問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正 ・生活アンケート実施
3	担任	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への引き継ぎ
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 ・道徳教育の充実 ・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動） ・心づくり指導部会での情報交換・集約 ・職員会議での児童についての情報交換 ・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会

055-983-2671

【三島市立小中学校】

東 小 : 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小 : 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中 : 975-0980
南 小 : 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中 : 986-0684
北 小 : 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小 : 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンタ－三島分室（三島警察署）	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口（悩み事全般）	1人1台端末より投稿可能

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/